

令和6年2月市議会総務委員会資料

第22号議案 長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 がんばらんば長崎市応援基金及び企業版ふるさと納税基金について	2～5
2 火葬場利用環境向上基金について	6～7
3 新旧対照表	8～9

理財部
商工部
市民生活部
令和6年2月

1 がんばらんば長崎市応援基金及び企業版ふるさと納税基金について

(1) 条例改正案の概要

① がんばらんば長崎市応援基金

ア 現状

- ・ がんばらんば長崎市応援寄附金(個人版ふるさと納税寄附金)は、寄附申込の際、寄附者に10通りの使い道から用途を選択してもらい、寄附受入年度の当該分野の事業に活用している。(参照:【資料1】)
(端島(軍艦島)整備基金、クスノキ基金及び文化国際交流基金に積み立てているものを除く。)
- ・ 現在、個人版ふるさと納税制度を活用して、「長崎ランタンフェスティバルオブジェ等更新事業」(参照:【参考1】)への寄附を募集しているが、令和5年度に寄せられた寄附金を、令和6年度以降の事業費に充てるため、積み立てを行う必要が生じている。

イ 改正理由

- ・ 「がんばらんば長崎市応援基金」を設置することで、寄附金を受け入れる年度と、活用する年度が異なる場合でも、受け入れ、寄附者の意向に沿った事業へ充てることが可能となることから、寄附金を柔軟かつ最大限に活用するため同基金の設置を行うもの。

ウ 基金充当想定事業

- ・ 長崎ランタンフェスティバルオブジェ等更新事業
- ・ その他、がんばらんば長崎市応援寄附金を受け入れた年度の翌年度以降に活用することが見込まれる事業

オ 積立額 10,000千円(令和5年度)

- ・ 長崎ランタンフェスティバルオブジェ等更新事業

エ 財源 がんばらんば長崎市応援寄附金

カ 施行期日 公布の日

② 企業版ふるさと納税基金

ア 現状

- ・ 企業版ふるさと納税は、国の認定を受けた自治体の地域再生計画に掲げている地方創生プロジェクトに対して企業（本社が寄附自治体以外に存在する法人）が寄附を行った場合、最大約9割の税制上の優遇を受けることができる制度。
- ・ 長崎市では、地域再生計画の認定を受け、平成29年度から同制度を活用しており、現在は、「第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる事業の中から、4つの事業に企業版ふるさと納税の寄附を募っている。（参照：【資料2】）
- ・ そのうち、「幸（さいわい）・WAKU×わくプロジェクト（幸町周辺環境整備）」及び「長崎ランタンフェスティバル等更新事業」（参照：【参考2】）において、令和5年度に寄せられた寄附金を、令和6年度以降の事業費に充てるため、積み立てを行う必要が生じている。

イ 改正理由

- ・ 「企業版ふるさと納税基金」を設置することで、企業版ふるさと納税の趣旨及び寄附者の意向に沿いつつ、翌年度以降の事業に寄附金を充てることが可能となることから、寄附金を柔軟かつ最大限に活用するため同基金の設置を行うもの。

ウ 基金充当想定事業

- ・ 幸（さいわい）・WAKU×わくプロジェクト（幸町周辺環境整備）
- ・ 長崎ランタンフェスティバルオブジェ等更新事業
- ・ その他、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業

オ 積立額 90,000千円（令和5年度）

【内訳】

- ・ 幸（さいわい）・WAKU×わくプロジェクト 80,000千円
（幸町周辺環境整備）
- ・ 長崎ランタンフェスティバルオブジェ等更新事業 10,000千円

エ 財源 企業版ふるさと納税寄附金

カ 施行期日 公布の日

【資料1】「ふるさと納税による長崎市のまちづくり(10通りの使い道)」令和4年度実績

	使い道項目	寄附件数	寄附金額	基金積立
1	「明治日本の産業革命遺産」端島(軍艦島)の保全	9,780件	232,631,000円	端島(軍艦島)整備基金
2	クスノキ(被爆樹木)の保存及び活用	2,644件	52,027,251円	クスノキ基金
3	平和推進 長崎から世界へ“平和”の発信	3,758件	80,696,500円	-
4	歴史的文化的遺産の活用 歴史と文化にあふれたまち“長崎”	3,067件	63,085,000円	-
5	観光振興 長崎は“よかとこ”バイ	3,689件	69,501,471円	-
6	高齢者支援 長崎の父や母へ	2,626件	54,240,378円	-
7	教育・子育て支援 “ながさきっ子”に未来を託して	16,715件	361,222,500円	-
8	スポーツ振興	969件	23,590,000円	-
9	芸術文化の振興 芸術文化をもっと楽しめるまち長崎に	1,104件	29,517,000円	文化国際交流基金
10	市長おまかせ おまかせください“長崎のまちづくり”	26,167件	497,679,000円	-
	合計	※70,519件	1,464,190,100円	-

※1件の寄附で複数の使い道を選択できるため、令和4年度寄附実績件数(70,350件)と一致しない。

【資料2】企業版ふるさと納税活用事業

No.	寄附活用事業名	寄附受入期間	寄附実績(金額/件数)
1	世界新三大夜景の魅力向上プロジェクト(長崎稲佐山スロープカー整備)	平成29～令和元年度	28,050千円/31件
2	長崎市恐竜博物館建設事業	令和2年度	5,100千円/8件
3	全天候型子ども遊戯施設整備事業(愛称:あぐりドーム)	令和3～4年度	6,700千円/10件
4	幸(さいわい)・WAKU×わくプロジェクト(幸町周辺環境整備) ～長崎スタジアムシティプロジェクトへの支援～	令和4～6年度	170,600千円/ 21件(令和4年度)
5	原爆資料館進化プロジェクト(展示更新)	令和5年度～	-
6	端島炭坑(軍艦島)を守る世界遺産保全プロジェクト	令和5年度～	-
7	長崎ランタンフェスティバルオブジェ等更新事業	令和5年度～	-

赤枠内が現在、寄附受入を行っている4事業。

【参考1】長崎ランタンフェスティバルオブジェ等更新事業

- ・長崎ランタンフェスティバルオブジェ等の更新費用が十分に確保できず老朽化が目立っている。
- ・現在、個人版及び企業版ふるさと納税の寄附の募集を行っており、寄附金を令和6年度以降の事業に充てるため、積み立てを行う必要が生じている。



	個人版ふるさと納税		企業版ふるさと納税
	通常(通年型)	クラウドファンディング型	
目標額	80,000千円 (20,000千円×4年)	50,000千円 ※基金積立額は、10,000千円	20,000千円 【内訳】R5:10,000千円(基金積立)、R6:10,000千円
募集期間	R6年4月～	R5年12月末～R6年3月中旬	R5年12月末～R7年3月末
寄附者	個人	個人	企業(寄附先は本社所在地以外)
返礼品	あり(自身が居住する自治体へ寄附した場合の返礼品はなし)	オリジナル記念タオル(1万円以上の寄附者)	なし(経済的利益の供与は禁止)
寄附額	定めなし	定めなし	1回10万円以上
税額控除	所得税、住民税	所得税、住民税	法人住民税、法人税、法人事業税

【参考2】幸(さいわい)・WAKU×わくプロジェクト(幸町周辺環境整備)

- ・『「幸(さいわい)・WAKU×わくプロジェクト(幸町周辺環境整備)」～長崎スタジアムシティプロジェクトへの支援～』に対する取組み(長崎スタジアムシティ内自由通路・広場等整備への支援、周辺歩道及び環境の整備、**開業気運醸成**など)へ企業版ふるさと納税を募り、事業の財源として活用。
- ・令和5年度に、当該プロジェクトの「**開業気運醸成**」を中心とした事業に対する寄附を受けており、令和5年度の**開業気運醸成**費へ充当した後の残金を、令和6年度以降の関連事業へ充てるため、積み立てを行う必要が生じている。
- ・**開業気運醸成**については、盛り上げ空間の創出(フラッグ、のぼり旗等)、参加型プログラム(絵画コンクール等)、情報発信(公共交通機関、SNS等)等の取組みを実施し、開業効果の波及を目指す。



R5年度開業気運醸成費	事業費 20,000千円【うち企業版ふるさと納税寄附金活用	10,000千円】
R6年度開業気運醸成費	事業費 75,855千円【うち企業版ふるさと納税寄附金、基金活用	47,421千円】

2 火葬場利用環境向上基金について

(1) 条例改正案の概要

① 火葬場から排出される残骨灰の処理方法の現状等

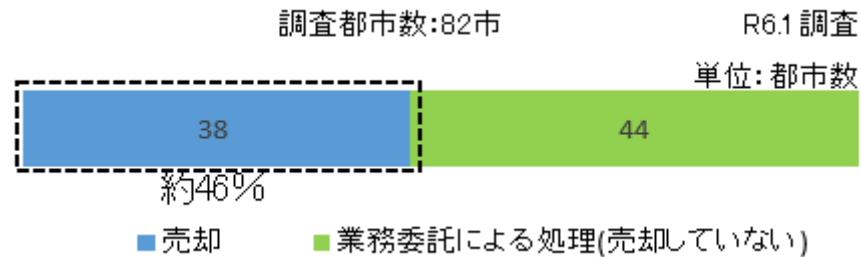
ア 現状

遺族等による拾骨後の『残骨灰』について、長崎市における現状の処理方法は、『残骨については埋葬供養』し、『灰については適正に処理する』ことを条件に『委託』により処理している。

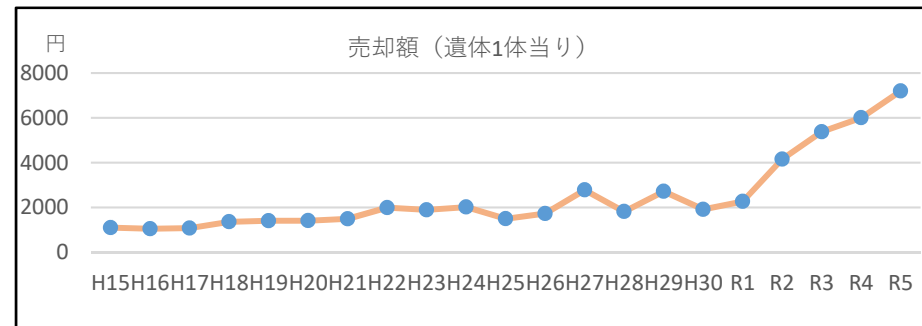
※残骨灰とは、拾骨後の残骨や灰等を総称したもので、歯科治療に使用される貴金属等の有価物も含まれている。

イ 他都市の状況

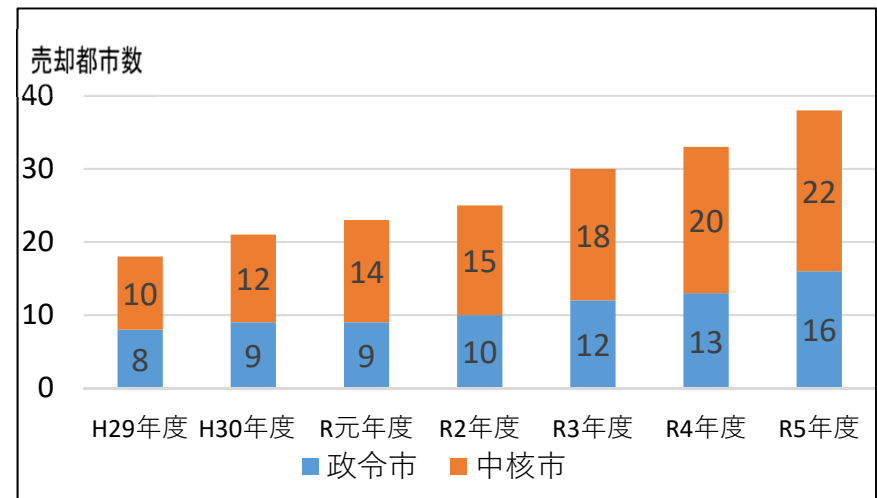
(ア) 政令市及び中核市の処理方法



(イ) 中核市A市の売却額推移



(ウ) 政令市・中核市の売却への切替え状況



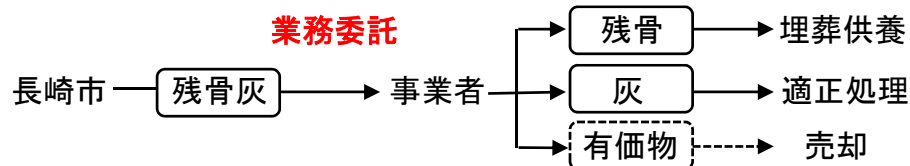
売却している38市中20市が、平成30年度以降に売却へ切替え
※長崎県内における火葬場設置の12市3町(長崎市除く)では、
残骨灰売却の市町なし

ウ 処理方法の見直し

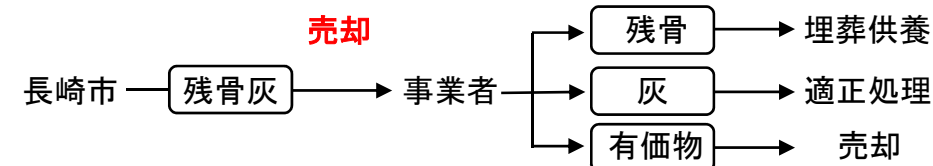
適正に確保した歳入をもみじ谷葬斎場の利用環境向上を通じて市民に還元することを目的に、令和6年度から、選別された『残骨については埋葬供養』、『灰については適正に処理する』ことを条件として、事業者による有価物の抽出を前提とした金額での『売却』を行う方法に見直すこととしている。

【残骨灰処理の流れ】

《現状》



《見直し後》



② 火葬場利用環境向上基金の設置

ア 改正理由

残骨灰の売却により得られる収入については、火葬場の利用環境の向上に資する事業及び新火葬場の建設整備に要する経費の財源に充当することを目的として、火葬場利用環境向上基金を設置するもの。

イ 基金充当想定事業

- ・現火葬場の利用環境向上のための事業
- ・新火葬場の建設整備

エ 年間積立額(令和6年度見込み) 約 20,000千円

(『売却見込み額』-『利用環境向上のための支出見込み額』)

ウ 財源 残骨灰の売却収入

オ 施行期日 令和6年4月1日

3 新旧対照表

(1) 「がんばらんば長崎市応援基金」及び「企業版ふるさと納税基金」

改正後(案)	現 行																				
○長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例	○長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例																				
(設置) 第1条 本市は、別に定めるものを除くほか、次のとおり基金を設置する。	(設置) 第1条 本市は、別に定めるものを除くほか、次のとおり基金を設置する。																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">目 的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政調整基金</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[中略]</td> </tr> <tr> <td>公共施設保全基金</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>がんばらんば長崎市応援基金</u></td> <td><u>がんばらんば長崎市応援寄附金の寄附者の意向に沿った事業に要する経費の財源に充当する。</u></td> </tr> <tr> <td><u>企業版ふるさと納税基金</u></td> <td><u>まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充当する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	目 的	財政調整基金	[略]	[中略]		公共施設保全基金	[略]	<u>がんばらんば長崎市応援基金</u>	<u>がんばらんば長崎市応援寄附金の寄附者の意向に沿った事業に要する経費の財源に充当する。</u>	<u>企業版ふるさと納税基金</u>	<u>まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充当する。</u>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">目 的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政調整基金</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[中略]</td> </tr> <tr> <td>公共施設保全基金</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	目 的	財政調整基金	[略]	[中略]		公共施設保全基金	[略]
名 称	目 的																				
財政調整基金	[略]																				
[中略]																					
公共施設保全基金	[略]																				
<u>がんばらんば長崎市応援基金</u>	<u>がんばらんば長崎市応援寄附金の寄附者の意向に沿った事業に要する経費の財源に充当する。</u>																				
<u>企業版ふるさと納税基金</u>	<u>まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充当する。</u>																				
名 称	目 的																				
財政調整基金	[略]																				
[中略]																					
公共施設保全基金	[略]																				
第2条～7条 [略]	第2条～7条 [略]																				
附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	附 則 [略]																				

(2) 「火葬場利用環境向上基金」

改正後(案)	現 行																						
○長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例	○長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例																						
(設置)	(設置)																						
第1条 本市は、別に定めるものを除くほか、次のとおり基金を設置する。	第1条 本市は、別に定めるものを除くほか、次のとおり基金を設置する。																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">目 的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政調整基金</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[中略]</td> </tr> <tr> <td>公共施設保全基金</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>がんばらば長崎市応援基金</td> <td>がんばらば長崎市応援寄附金の寄附者の意向に沿った事業に要する経費の財源に充当する。</td> </tr> <tr> <td>企業版ふるさと納税基金</td> <td>まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充当する。</td> </tr> <tr> <td>火葬場利用環境向上基金</td> <td><u>火葬場の利用環境の向上に資する事業及び新火葬場の建設整備に要する経費の財源に充当する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	目 的	財政調整基金	[略]	[中略]		公共施設保全基金	[略]	がんばらば長崎市応援基金	がんばらば長崎市応援寄附金の寄附者の意向に沿った事業に要する経費の財源に充当する。	企業版ふるさと納税基金	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充当する。	火葬場利用環境向上基金	<u>火葬場の利用環境の向上に資する事業及び新火葬場の建設整備に要する経費の財源に充当する。</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">目 的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政調整基金</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[中略]</td> </tr> <tr> <td>公共施設保全基金</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	目 的	財政調整基金	[略]	[中略]		公共施設保全基金	[略]
名 称	目 的																						
財政調整基金	[略]																						
[中略]																							
公共施設保全基金	[略]																						
がんばらば長崎市応援基金	がんばらば長崎市応援寄附金の寄附者の意向に沿った事業に要する経費の財源に充当する。																						
企業版ふるさと納税基金	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充当する。																						
火葬場利用環境向上基金	<u>火葬場の利用環境の向上に資する事業及び新火葬場の建設整備に要する経費の財源に充当する。</u>																						
名 称	目 的																						
財政調整基金	[略]																						
[中略]																							
公共施設保全基金	[略]																						
第2条～7条 [略]	第2条～7条 [略]																						
附 則 この条例は、令和6年4月1日から施行する。	附 則 [略]																						